



企業主導型保育事業 運営ハンドブック

平成 29 年 6 月

公益財団法人児童育成協会



目次

1. 企業主導型保育事業.....	3
(1) 制度概要.....	3
(2) 保育の概念.....	8
(3) 保育の基本事項.....	9
2. 職員配置.....	9
(1) 保育従事者.....	9
(2) 調理従事者.....	11
(3) 嘱託医等その他人員.....	14
3. 施設基準.....	15
(1) 乳児室、ほふく室、保育室.....	15
(2) その他施設基準.....	16
(3) 環境設定での留意事項.....	18
4. 保育内容.....	18
(1) 保育の計画.....	18
(2) 食事の提供.....	21
(3) 衛生管理.....	24
(4) 健康管理.....	25
(5) 子育て支援.....	27
(6) 安全対策.....	27
(7) 秘密保持.....	29
(8) 苦情対応.....	30
(9) 情報提供.....	30
(10) 専門性の向上.....	32
5. 各種運営費の解釈.....	33
(1) 基本分単価.....	33
(2) 延長保育加算.....	33
(3) 夜間保育加算.....	34
(4) 非正規労働者受入推進加算.....	35
(5) 病児保育加算.....	35
(6) 預かりサービス加算.....	36
(7) 賃借料加算.....	37
(8) 保育補助者雇上強化加算.....	37



(9) 防犯・安全対策強化加算.....	38
(10) 連携推進加算.....	38
(11) 利用者負担額.....	38
6. 経理.....	39
7. 指導・監査.....	40
(1) 指導・監査の種別.....	40
(2) 立入調査の手続き.....	40
8. 参考フォーマット.....	40
9. 参考文献.....	41



はじめに

企業主導型保育事業運営ハンドブックは、企業主導型保育事業の基本的な事項についてコンパクトに整理したものです。

関係法令、要綱、要領等の通知と併せてご確認いただき、企業主導型保育事業における安心・安全な保育の実施及び施設運営管理の参考としてご活用ください。

1. 企業主導型保育事業

(1) 制度概要

企業主導型保育事業とは、企業等による事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、待機児童の解消を図り、仕事と子育てとの両立に資することを目的としており、各法人のニーズを踏まえた運用が可能となっています。

運用にあたっては助成金を受給するため、本制度に関する要綱・要領、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準並びに認可外保育施設指導監督基準等の各種基準を満たさなくてはなりません。

①対象事業

平成 29 年度における助成対象事業は、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間（以下、「平成 29 年度助成対象期間」という。）に実施する次の事業となります。

ア. 企業主導型保育事業（運営費）

(ア) 平成 28 年 4 月 1 日以降に、新たに開始される保育施設の平成 29 年度助成対象期間における運営費

※平成 28 年 3 月以前から運営していた保育施設の譲渡や廃止等に伴い、新たに開始されるものは対象とはなりません。

(イ) 平成 28 年 3 月 31 日以前より事業所内保育事業を実施している者が、新たに定員を増やした場合の増加部分の平成 29 年度助成対象期間における運営費

(ウ) 平成 28 年 3 月 31 日以前より設置事業主が雇用する労働者の監護する児童のみの保育を行っていた事業所内保育施設が、空き定員を活用し、新たに他の一般事業主が雇用する労働者の監護する児童を受け入れた場合の空き定員部分の平成 29 年度助成対象期間における運営費

イ. 企業主導型保育事業（整備費）

(ア) 平成 29 年 4 月 1 日以降に、新たに契約、着工し、保育施設を建築する場合の整備費

(イ) 平成 28 年 3 月 31 日以前より事業所内保育事業を実施している者が、平成 29



年 4 月 1 日以降に、新たに契約、着工し、定員を増加するための工事を行う場合の整備費

②利用対象者

利用対象者は「従業員枠」及び「地域枠」に大別されます。

【従業員枠】

従業員枠は 2 パターンに分類されます。

ア. 事業実施者（助成金受給法人）に雇用されている方が監護している児童

イ. 事業実施者（助成金受給法人）と契約を締結した法人に雇用されている方が監護している児童

なお、従業員枠の条件として、保護者の方が勤務している法人（団体）が一般事業主（※子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 69 条第 1 項に定める一般事業主をいい、一般事業主から構成される団体等（中小企業等協同組合法（昭和 24 年法律第 181 号）第 3 条に掲げるものその他それに類するものをいう。）を含み、国及び地方公共団体を除く。以下同じ。）であることが求められます。その為、特にイの形態で受入れを行う際には、各法人と契約締結前に一般事業主であることの確認を取ることが必要となります。

仮に一般事業主でない法人と契約を締結した場合、後述の地域枠の扱いとなる可能性又は助成金が受給できない可能性があるため、ご注意ください。

※厚生年金保険法第 82 条第 1 項に規定する事業主等の子ども・子育て拠出金を負担する事業主

【地域枠】

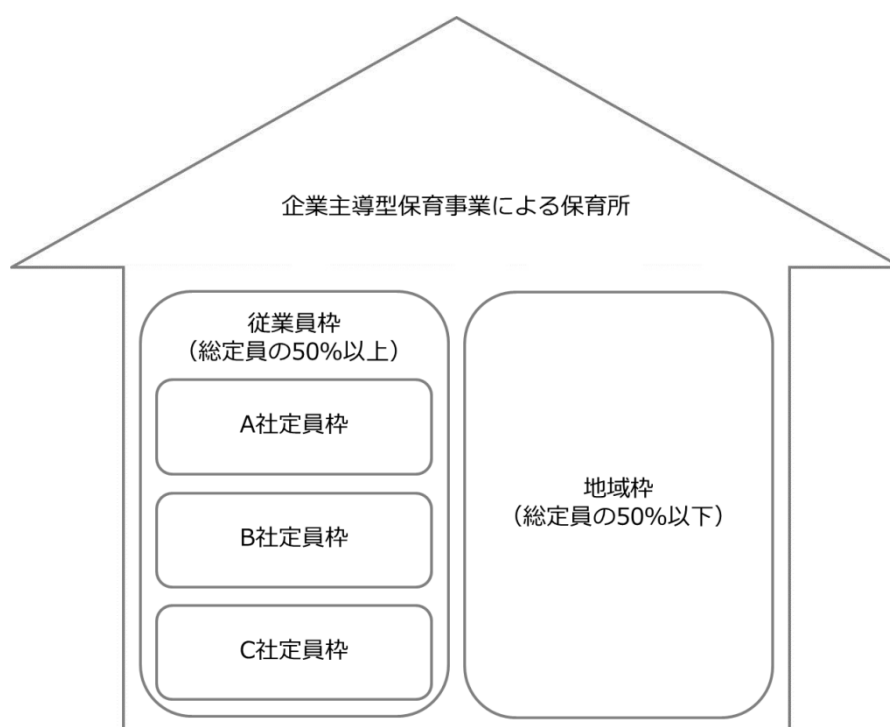
総定員の 50%以内であれば、地域枠の定員設定が行え、地域の児童を受け入れることができます。地域枠の利用児童数が従業員枠の利用児童数を上回ることはあり得ますが、その場合にも総定員の 50%を超えることはできません。

定員の 50%を超える地域枠の児童の受け入れがあった場合は、指導・監督における文書指摘（公表の対象）となるとともに、当該児童は助成金の対象外となりますので特にご注意ください。



地域枠の例：総定員 20 名（従業員枠 10 名、地域枠 10 名）のケース

- 従業員枠の利用が 5 名、地域枠の利用が 10 名の計 15 名利用の場合
⇒地域枠の利用者が総定員の 50%以下のため、助成金受給可能
- 従業員枠の利用が 10 名、地域枠の利用が 10 名の計 20 名利用の場合
⇒地域枠の利用者が総定員の 50%以下のため、助成金受給可能
- 従業員枠の利用が 5 名、地域枠の利用が 15 名の計 20 名利用の場合
⇒地域枠の利用者が総定員の 50%を超えているため、助成金受給不可



③対象児童要件

対象児童は従業員枠及び地域枠各々で一定の要件を満たす必要があります。要件は下記の通りとなりますが、保育施設に登園している児童の全ての保護者がいずれかの状態にあることが必要となるため、入所前に確認をお願いします。

なお、既に認可保育所又は小規模保育所等他の給付費（公費）が支払われている保育所を定期利用している児童については、企業主導型保育事業による保育施設を利用することはできませんので、ご注意ください（一時預かり事業による緊急・一時的な利用は可）。



例：児童 A 君が月～金曜日に認可（小規模）保育所を利用し、土曜日に企業主導型保育事業による保育施設を利用することは可能か。

⇒認可（小規模）保育所を利用していることから、企業主導型保育事業による保育施設の利用はできない。認可（小規模）保育所が閉所している土曜日に一時預かりを利用することは可能。

【従業員枠】

ア．事業実施者（助成金受給法人）に雇用されていること。

イ．子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること。

⇒保育認定の「2 号認定」または「3 号認定」を受けていること。

ウ．子ども・子育て支援法施行規則（平成 26 年内閣府令第 44 号）第 1 条第 1 号、第 2 号及び第 9 号に定める事由に該当すると事業実施者が認めること。

（なお、第 1 号については、「一月において、月を単位に事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること。」と読み替えるものとする。）

⇒第 1 号の解釈：「事業実施者が定める時間以上労働することを常態とすること」については、各法人の就労形態を踏まえて、必要労働時間を設定することができます。設定に際しては、勤務実態に即して保育利用ニーズが満たせるように調整ください。なお、国が定めている認可保育所等と同程度である 48 時間以上の時間を優先する等の配慮をお願いします。

第 2 号の解釈：「妊娠中であるか又は出産後間がないこと」とは主に産前産後 8 週間の期間を想定しています。

第 9 号の解釈：「育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設等を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められること」とは、保護者 A さんが出産した C 君のために育児休業を取得する際に、既に企業主導型保育事業を利用していた A さんが監護する B 君について引き続き企業主導型保育事業を利用した方がよいと判断した場合、B 君について継続利用を認めることができるという規定になります。



【地域枠】

特に地域枠の利用については、離職等により利用の事由が無くなる場合がありますので、年度毎に就労証明の提出を保護者に依頼する等の運用が求められます。

また、保育認定による利用の場合は、有効期限に留意することが必要です。

ア. 一般事業主に雇用されていること。

イ. 子ども・子育て支援法第 20 条に定める認定（同法第 19 条第 1 項第 2 号又は第 3 号に掲げるものに限る。）を受けていること。

⇒保育認定の「2号認定」または「3号認定」を受けていること。

④利用定員

利用定員の設定は 6 名以上となります。仮に利用人数（実員数）が 6 名を下回ったケースであっても助成金は支給されます。

恒常的な保育需要の変化などにより、定員の見直しが必要となった場合には、職員及び設備基準が満たされていることを条件に電子申請システムから定員の変更申請を行うことができます。ただし、整備費助成金を受けている施設において定員を減らすケースでは助成金の返還が求められることがありますのでご注意ください。

⑤開所時間

基本開所時間は基本分単価の区分に応じた 11 時間開所または 13 時間開所となります。

開所時間を超えて助成要領に基づく延長保育を行う場合には、延長保育加算を受給及び利用者から延長保育料を徴収することができます。

例：7 時から 21 時開所で申請を行っている事業所

7時	18時	20時	21時
11時間開所（基本分単価による） =利用者負担による徴収のみ		3時間延長 =延長保育料徴収可	
13時間開所（基本分単価による） =利用者負担による徴収のみ			1時間延長 =延長保育料徴収可



(2) 保育の概念

保育施設は単に子どもを預かる場ではなく、子どもの発達にとってきわめて重要な時期を過ごす場となります。その為、子ども一人ひとりの発達状況に即した保育を踏まえ、当該児童にとって最善の利益となるよう人的・物的環境を整えることが必要となります。

保育の内容については、厚生労働大臣が定める「保育所保育指針」に準じ、企業主導型保育事業の特性に留意して保育を提供することが必要です。

保育の目標

ア 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。

(イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。

(ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。

(エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。

(オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。

(カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。

イ 保育所は、入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

(参照元：「保育所保育指針（平成30年4月1日施行） 第1章総則 1 保育所保育に関する基本原則 (2) 保育の目標」より)

このように保育所保育指針においても、保育所の役割は子どもの健康や人間関係・環境・言葉・表現力といった生涯にわたる基礎を養う重要な時期を過ごす場であるとともに、保育所としての専門性を生かした保護者援助に当たることが求められます。

その為、企業主導型保育事業においても、常に保育施設だけでなく設置者自身も含めて



子どもにとっての最善の利益となるよう、研修の開催や子ども・保護者にとって利用しやすい環境（運営条件）を整えるなど保育の質の向上を目指していくことが必要となります。

（3）保育の基本事項

上記（2）にて記載のとおり、子どもの生涯にわたる人間形成に資する保育を提供するために、保育施設では子ども一人ひとりの発達や年齢に応じた保育を提供する必要があります。その為、保育施設においては、子どもの発達の特性や発達過程を理解し、発達及び生活の連続性に配慮した保育を提供しなくてはなりません。また、保育従事者等は、子どもと生活や遊びを通して、一人ひとりの子どもの心身の状態を把握し、その発達の援助となる保育を行うことが必要となります。

そして、これらの目標を達成するために、保育施設においては「全体的な計画」及び「指導計画」を定め、一貫性及び連続性のある保育を提供しなくてはなりません。保育所保育指針においても、「全体的な計画」及び「指導計画」は保育を提供していく中で大変重要なものとして位置付けられています。

全体的な計画

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるよう、作成されなければならない。

（参照元：「保育所保育指針（平成30年4月1日施行） 第1章総則 3 保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成」より）

企業主導型保育事業においても、子どもの発達の特性や発達過程を理解したうえで、全体的な計画及び指導計画を作成することで、発達及び生活の連続性に配慮した保育を提供しなくてはなりません。

2. 職員配置

（1）保育従事者

企業主導型保育事業の運営においては、質・専門性の高い保育を提供するために、認可外保育施設以上の保育従事者の資格要件・配置基準が定められております。安全かつ児童



にとって最善の利益となる保育を提供するためにも、配置基準は遵守しなくてはなりません。

①資格要件

企業主導型保育事業においては、下記資格を保有している方が配置基準人数となります。

- ア. 保育士
- イ. 子育て支援員（「子育て支援員研修事業の実施について（平成27年5月21日雇児発0521第18号）」に規定する子育て支援員をいう。）
- ウ. その他保育に従事する職員として市町村が行う研修（市町村長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者
- エ. イまたはウの研修を当該年度中に受講する予定のある者

上記資格要件に適合しない方は配置基準人数としてカウントされませんが、配置基準外の従事者として保育業務に携わることは可能です。

②配置基準人数

保育従事者の数は、次のア～エに掲げる年齢区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上を配置しなくてはなりません。

- ア. 乳児おおむね3人につき1人
- イ. 満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人
- ウ. 満3歳以上満4歳に満たない児童おおむね20人につき1人
- エ. 満4歳以上の児童おおむね30人につき1人

計算は下記手順にて行います。

- A. 年齢区分毎に計算を行い、小数第二位を切り捨てる。
- B. 上記Aにて算出された数字を合算した数字に1を加え、小数点以下を四捨五入する。

<計算式>

$\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第一位まで計算 (小数点第二位以下切り捨て))}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1、2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1$
=配置基準上保育士数（小数点以下四捨五入）

例1) 0～2歳定員が各々5名のケース

$\{(1 \text{ 歳} 5 \text{ 名} + 2 \text{ 歳} 5 \text{ 名}) \times 1/6 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳} 5 \text{ 名} \times 1/3 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + 1 = 1.6 + 1.6 + 1 = 4.2 \text{ (小数点四捨五入)} = \text{配置基準人数} 4 \text{ 名}$



例 2) 0～5 歳定員が各々 10 名ケース

$$\{(4 \text{ 歳 } 10 \text{ 名} + 5 \text{ 歳 } 10 \text{ 名}) \times 1/30 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳 } 10 \text{ 名} \times 1/20 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + \{(1 \text{ 歳 } 10 \text{ 名} + 2 \text{ 歳 } 10 \text{ 名}) \times 1/6 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳 } 10 \text{ 名} \times 1/3 \text{ (小数点第二位以下切り捨て)}\} + 1 = 0.6 + 0.5 + 3.3 + 3.3 + 1 = 8.7 \text{ (小数点四捨五入)} = \text{配置基準人数 } 9 \text{ 名}$$

配置基準人数における半数以上は保育士資格保有者でなくてはなりません。認可外保育施設指導監督基準において、保育士人数は 1/3 以上とされておりますが、企業主導型保育事業の助成金受給要件では半数以上ですのでご注意ください。

なお、算出された配置基準人数の算定にあたっては、保健師、看護師又は准看護師を、一人に限り保育士とみなすことができます。

また、非常勤保育従事者（保育士）については、勤務時間の合計を常勤職員の勤務時間に換算して計算します。

(算式)

「非常勤保育従事者（保育士）の 1 か月の勤務時間数（休暇、出張時間等は除く）の合計 / 保育施設の就業規則等で定めた常勤保育士の 1 か月の勤務時間数」（小数点第 1 位を四捨五入）

年齢は申請月の満年齢ではなく「年度の初日の前日における満年齢」で考えることとされています。「年度の初日の前日」とは 3 月 31 日を指しますので、助成金を受給する年度の前年度の 3 月 31 日時点の年齢が起算日となります。この考え方は年度途中入所児にも適応されますのでご注意ください。

自治体により、認可外保育施設のため「年度の初日の前日における満年齢」ではなく月初の年齢で配置基準の算出を可とするケースもありますが、企業主導型保育事業の助成金を受給するためには、「年度の初日の前日における満年齢」で計算してください。

(2) 調理従事者

調理従事者として、調理員を配置しなくてはなりません。要綱上人数の基準は設けていませんが、「食」という子どもの心身の発達に極めて重要な影響を与えることに携わるとともに、アレルギー除去食対応など専門性の高い業務を行うにあたって、参照すべき基準を下記に記載します。



- ①利用定員 40 人以下の施設は 1 人
- ②利用定員 41 人以上 150 人以下の施設は 2 人
- ③利用定員 151 人以上の施設は 3 人（うち 1 人は非常勤）

また、アレルギー除去食を作るにあたり、必要な栄養素の不足が発生しないよう配置職員のうち 1 名は栄養士資格を保有していることが望ましいです。

なお、調理業務の全部を委託する場合又は要綱の規定により食事を他施設から搬入する場合には、調理員を置かないことが可能となります。要件等については次の通知等を参考にしてください。

○委託時の参照資料

保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日 児発第 86 号）

○外部搬入時の参照資料

平成 29 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第 3 の 2 の（5）

○助成申請、運営にあたっての留意事項（平成 29 年度） 30 番、31 番

○外部搬入時の条件

・共通事項

保育施設の調理業務を実施するにあたり、子どもの成長に関わる重要な業務であるため、外部搬入を行ううえでは、以下の要件を満たすことが必要です。

- ①利用乳幼児に対する食事の提供の責任が企業主導型保育事業者にあり、その施設の管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託業者との契約内容が確保されていること。
- ②当該企業主導型保育施設又はその他の施設、保健所、市町村等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
- ③調理業務の受託業者の選定にあたって、当該企業主導型保育施設による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
- ④利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- ⑤食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発



達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

・3歳以上児の食事提供の場合

企業主導型保育施設外で調理し、搬入する方法により実施可

・3歳未満児の食事提供の場合

同一事業者又は関連事業者が運営する企業主導型保育施設、小規模保育事業を実施する施設、事業所内保育事業を実施する施設、社会福祉施設又は医療機関等から搬入することやそれも難しい場合には学校給食法第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場から外部搬入する方法により実施可

		設置者との関係		
		設置者自身	設置者の関連事業者※1	設置者が委託した事業者
場 所	自施設又は同一建物の炊事場	○	○	○
	企業主導型保育施設	○	○	×※2
	小規模保育事業の保育施設	○	○	×※2
	事業所内保育事業の保育施設	○	○	×※2
	社会福祉施設・医療機関等	○	○	×※2
	義務教育諸学校・二以上の義務教育諸学校の共同調理場	○	○	○
	上記以外の料理場	×	×	×

※1 関連事業者とは資本関係がある法人（団体）を指します。

※2 設置者自身又は設置者の関連事業者が設置した保育施設、社会福祉施設・医療施設が施設内調理を委託して行っている場合に、当該施設で調理したものを企業主導型保育施設に搬入する方法は可能です。

例：法人 A が設置した企業主導型保育施設の給食外部搬入のケース

- 法人 A が設置した小規模保育事業の保育施設からは搬入可能
- 関連法人である法人 B が設置した小規模保育事業の保育施設からは搬入可能
- 関連法人である法人 B が設置した小規模保育事業の保育施設内での調理業務を法人 D に委託している場合は、当該保育施設からの搬入は可能
- 関連法人でない法人 C が設置した小規模保育事業の保育施設からは搬入不可
- 関連法人でない法人 C が設置した小規模保育事業の保育施設内での調理業務を法人 D に委託している場合は、当該保育施設からの搬入は不可



(3) 嘱託医等その他人員

①嘱託医

嘱託医は企業主導型保育事業を実施するにあたり、配置しなくてはなりません。

保育施設は集団生活を行う場であり、感染症や食中毒などについても細心の注意を払った運用を心がけなくてはなりません。また、医師により定期的に健康診断等による観察を受けることで、年齢に即した発達の確認を行えるなど、入園児の心身の発達及び健康管理上、大変重要な役割を果たします。

その為、嘱託医には、入園児に対して年 2 回以上の定期健康診断を行うだけでなく、保育施設全体の保健・健康管理について指導・助言することを依頼する必要があります。また、保育施設は、嘱託医に対し、日頃から保育施設での健康管理等に関する取組の情報提供や、感染症の発生及び対策に関する情報交換を行うなど、積極的にコミュニケーションを図り、指導を仰ぐことが求められます。

保育施設との連携が非常に重要であることから、極力近隣の小児科関連または内科関連の医療機関に依頼することが望ましいです。

②嘱託歯科医

嘱託歯科医は企業主導型保育事業を実施するにあたり、配置基準人数ではなく望ましい人員となります。なお、歯科検診の受診は必須事項となりますので、ご注意ください。

乳幼児期は乳歯がはえ始め、離乳食から始まり徐々に食事を食べ始めていく重要な時期となり、食べ物を咀嚼（そしゃく）する歯に関する歯科保健は大変重要なものとなります。

その為、嘱託歯科医を配置し、定期的な歯科健康診査の実施及び虫歯などの予防に関する正しい知識の指導・助言を仰ぎ、保育施設の運営に反映させることが求められます。

嘱託歯科医を配置する場合は、極力近隣で乳幼児歯科を取り扱っている歯科医に依頼することが望まれます。

③第三者委員

社会福祉法第 82 条の規定により、社会福祉事業の経営者は、常に、その提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないものとされます。

企業主導型保育事業は認可外保育施設ではありますが、児童福祉を担う施設であり、社会福祉施設に類するものであることから、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければなりません。要綱上も「苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない」と定められておりますので、認可保育所と同様に



第三者委員を設置することが望まれます。

設置する際には、「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について（平成 12 年 6 月 7 日 厚生省関係部局長通知）」を熟読のうえ、選任してください。

3. 施設基準

(1) 乳児室、ほふく室、保育室

乳児又は 1 歳児が使用する「乳児室又はほふく室」、及び 2 歳以上児が使用する「保育室」で構成されることが前提となります。

乳児室とほふく室の違いは下記の通りとなります。

○乳児室

ほふくをしない子どもが過ごす部屋

○ほふく室

ほふくをする子ども（立ち歩きをはじめた子どもを含む）が過ごす部屋

○留意事項

一般に 1 歳児は多くの児童がほふくをする子どもであると考えられ、乳児においても満 1 歳に達する以前にほふくをする子どもが相当数みられるため、部屋の配置・面積確保について留意することが必要です。

なお、乳児室とほふく室を 1 つの部屋で運営する場合には、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、乳児室とほふく室のそれぞれの面積基準を満たした上で、柵等で分けするなどし、安全確保を図らなければなりません。

必要面積は、次のとおりとなります。

【定員 20 名以上の場合】

①乳児室は、ほふくしない子ども一人あたり※1.65 m²以上

②ほふく室は、ほふくする子ども一人あたり 3.3 m²以上

③保育室は 2 歳以上児一人あたり 1.98 m²以上

※最低基準は 1.65 m²ですが、ほふくしない子どもとほふくする子どもの利用の割合は成長等に応じて変わるため 3.3 m²以上確保できれば柔軟な受入れが可能となります。



計算式：{ほふくしない子ども×乳児室 1.65 m²} + {ほふくする子ども×ほふく室 3.3 m²} + {2歳以上児数×保育室 1.98 m²} =最低必要面積（内法面積）

例) ほふくしない子ども、ほふくする子ども、2歳児が各々5名を想定した15名定員で設定を行うケースの最低必要面積数

{ほふくしない子ども 5名×乳児室 1.65 m²} + {ほふくする子ども 5名×ほふく室 3.3 m²} + {2歳以上児数×保育室 1.98 m²} =34.65 m²

【定員19名以下の場合】

- ①乳児室は、ほふくしない子ども一人あたり 3.3 m²以上
- ②ほふく室は、ほふくする子ども一人あたり 3.3 m²以上
- ③保育室は2歳以上児一人あたり 1.98 m²以上

計算式：{ほふくしない子ども×乳児室 3.3 m²} + {ほふくする子ども×ほふく室 3.3 m²} + {2歳以上児数×保育室 1.98 m²} =最低必要面積（内法面積）

例) ほふくしない子ども、ほふくする子ども、2歳児が各々5名を想定した15名定員で設定を行うケースの最低必要面積数

{ほふくしない子ども 5名×乳児室 3.3 m²} + {ほふくする子ども 5名×ほふく室 3.3 m²} + {2歳以上児数×保育室 1.98 m²} =42.90 m²

なお、必要となる保育室等の面積は、保育を行う上で有効な面積を内法で計算します。柱などの構造物や手洗いなどの設備といった保育室内から除くことができず（保育室の外に動かすことができない）、保育スペースとして使用できない部分は除外した上で計算する必要があります。

(2) その他施設基準

①屋外遊技場

屋外遊技場の面積は、「2歳以上児一名あたり 3.3 m²」が必要となります。

同一敷地への設置が望ましいですが、敷地内への設置が難しい場合、公園、広場、寺社境内等における代替園庭が認められます。今後代替園庭にて対応する場合、次のア及びイに掲げる基準を満たすことが条件となりますので、参照のうえ選定ください。



ア. 公園、広場、寺社境内等において、必要な面積があり、屋外活動にあたって安全が確保され、かつ、保育施設からの距離が、日常的に幼児が使用できる程度で、移動にあたって安全が確保されていること。

⇒公園までの移動経路においては、歩道やガードレール等が整備されていることが望ましいです。

イ. 公園、広場、寺社境内等については、運営事業者が所有権、地上権、賃借権等の権限を有するまでの必要はなく、当該土地の所有権等を有する者が地方公共団体又は公共的団体の他、地域の実情に応じて信用力の高い主体等安定的かつ継続的な使用が確保されると認められる主体であること。

②医務室

乳歳または1歳定員を設定しており、総定員が20名以上の場合、必須の設備となります。総定員が19名以下の場合、設置が望ましい設備となります。

児童が在園中に体調不良になった際に利用するスペースであることから、保育室とは隔離させた部屋が必要となります。専用の部屋を設けることが難しい場合は、事務室と兼用するなどスペースを確保ください。

面積基準等は定められていませんが、子ども用のベッド・布団類がおける広さが必要となります。このスペースには物を置くなどはせずに体調不良児がいる場合、直ぐに使用することができる環境を整えてください。

③調理室

定員20名以上の保育施設においては独立の調理室・定員19名以下の保育施設においては調理設備（食事を適切に提供するための、電子レンジ・冷蔵庫など加熱・保存等が可能な設備）が必要となります。

また、3階以上に保育施設を設置する場合、下記規定が準用されますので、要件を満たすことが必須となりますのでご注意ください。なお、2階以下であっても適合することが望まれますので、ご配慮ください。

【厨房に関する設備規定】

企業主導型保育施設の調理室又は調理設備以外の部分と企業主導型保育施設の調理室又は調理設備の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。



なお、次のいずれかに該当する場合には、この限りではありません。

ア．調理室又は調理設備の部分にスプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

イ．調理室又は調理設備において、調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室又は調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

④便所（便器）

便所は幼児 20 名につき 1 以上であるとともに、手洗設備が設けられており、保育室及び調理室（調理設備を含む。）と区画され、子どもが安全に使用できるものであるだけでなく衛生的に管理されていることが必要となります。

なお、男児用便器は、基準上の必要数にカウントできません。

また、便器は幼児用便器（補助便座は不可）を設置する必要があるためご注意ください。

（3）環境設定での留意事項

緊急時の避難対応のために非常口その他非常災害に必要な設備基準が定められています。特に避難経路上においては、緊急時の避難が迅速に行うことができるよう物を置くなど導線を妨げることがないようにしてください。

4. 保育内容

保育施設における保育の提供は保育所保育指針に準拠した内容であるとともに、児童の発達過程に応じた計画に基づく保育を提供することで、心身ともに健やかな児童を育成することが求められます。

（1）保育の計画

①全体的な計画の作成

保育施設は、各保育施設の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程や子どもや家庭の状況、地域の実態を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育施設の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、保育所保育指針に定められている内容に準じた計画を作成する必要があります。

保育の計画は後述の長期・短期指導計画等の様々な保育計画がありますが、全体的な計画は、全ての計画の上位にあたる根幹であり、全ての利用児童が安定した生活・充実した活動ができるように、発展的で一貫性のあるものでなくてはなりません。全体的な計画を通して、全職員が保育施設全体の保育方針や保育目標に共通認識を持って保育を計画実施できるようにしなくてはなりません。



全体的な計画

ア 保育所は、1の(2)に示した保育の目標を達成するために、各保育所の保育の方針や目標に基づき、子どもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活の全体を通して、総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成しなければならない。

イ 全体的な計画は、子どもや家庭の状況、地域の実態、保育時間などを考慮し、子どもの育ちに関する長期的見通しをもって適切に作成されなければならない。

ウ 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく指導計画、保健計画、食育計画等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように、作成されなければならない。

(参照元：「保育所保育指針（平成30年4月1日施行） 第1章総則 3保育の計画及び評価 (1) 全体的な計画の作成」より)

②指導計画

全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成して保育を提供していくことが求められます。

作成にあたっては、子ども一人ひとりの発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、保育施設の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定することが求められます。

ア. 年間指導計画

0～5歳を年齢別に作成することが必要となります。1年間の生活を見通した最も長期の計画であり、子どもの発達や生活の節目に配慮し、1年間にいくつかの期に区分した、それぞれの時期にふさわしい保育の内容を計画することが求められます。

特に、0歳児、1歳児、2歳児の作成にあたっては、一人ひとりの発育・発達が著しく、個人差が大きい時期となります。その為、子ども一人ひとりの発達過程と保育施設生活へ慣れていく過程との2つの側面から計画を策定していく等、工夫していくことが大切です。

イ. 月間指導計画

月間指導計画は、年間指導計画に示されている保育のねらいや内容を1か月単位で、子どもの実態に即して展開できるように組み立てた保育内容を示す計画となり



ます。特に0歳児、1歳児、2歳児については一人ひとりの発達に応じて、個別に作成することが求められます。

子どもの姿・発達状況に応じて、年間指導計画が達成されるようその月に行う保育・配慮事項を記載します。記載項目は「子どもの姿」「月のねらい」「月の内容」「環境づくり」「予想される子どもの活動」「援助と配慮」「家庭・地域との連携」「評価反省」が主な項目となります。

ウ. 週案・日案

年間及び月間の長期的な指導計画を、より子どもの実態や生活に即した保育が展開されるように、週間・日間に提供する保育内容に具体化させた計画となります。その為、長期の指導計画との関連性や生活の連続性を踏まえて作成することが求められます。作成にあたっては長期計画だけでなく、デイリープログラムを踏まえた一日の大まかな流れに配慮して子どもの生活のリズムを崩さず、日々の活動に調和的に組み込まれるように配慮することが求められます。

エ. デイリープログラム

保育を提供するにあたり生活のリズムを整えるため、登園から遊び、食事、休憩、降園までの一のおおまかな生活の目安となる時間を示したものがデイリープログラムとなります。必ずしも綿密な指導計画ではなく、保育施設の実態に合わせた大枠のスケジュールとなりますので、当日に行う保育や行事に応じて、柔軟に変更していくことも可能です。

③保育の内容の自己評価

保育施設は、よりよい保育を展開していくために、計画に基づいて実践した保育について、保育従事者や施設長を踏まえた保育施設全体等の多様な観点で評価を行い、継続的に保育の質を向上させていくことが求められます。

保育従事者自身の評価においては、提供した保育と子どもの様子を振り返り、今後提供していく保育に向けて改善を図り、保育の質を向上させることが最大の目的となります。自身の評価を通して、提供している保育の質を改めて見直し、研修の受講等自己研鑽を行っていききっかけに繋げていくことが求められます。

保育施設全体での評価においては、全体的な計画等に定めた保育像の達成に向けて、全体的な計画や指導計画等の保育に関わる計画を見直し・改善を図ることが目的となります。保育従事者全員が相互に評価を行うことが、より多くの観点から専門性を有する評価となることから、これを保育の質の向上に繋げていくことが求められます。



(2) 食事の提供

乳幼児期の食事は子どもの成長や発達に大きな影響を与える重要な要素の一つとなります。加えて、味覚や好みの基礎・食習慣も培われる時期であり、将来にわたっての食生活に大きな影響を与えるため、生涯を見通した長期的な視点からも考える必要があります。その中で保育施設における食事の提供は、保育施設で長時間過ごす子どもにとって大変大きな役割を担う重要な業務となります。

食べることは、生きることの源であり、心と体の発達に密接に関係している。乳幼児期から、発達段階に応じて豊かな食の体験を積み重ねていくことにより、生涯にわたって健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うことが重要である。

(参照元：「楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～（概要）」より)

①調理業務

ア. 共通事項

保育施設における食事は安全、安心な食事であることが基本となります。その為、保育施設においても、「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日衛食第85号厚生省生活衛生局長通知別添）に基づいた衛生管理体制を徹底することが求められます。安全性の高い品質管理に努めた食事を提供するため、食材・調理食品の衛生管理、保管時や調理後の温度管理の徹底、施設・設備の衛生面への留意と保守点検、検査、保存食の管理を行い、衛生管理体制を確立させることが必要です。

また、献立を作成するうえでは、保育施設全体で一人ひとりの子どもの発育・発達状況、栄養状況、家庭での生活状況などを把握し、子ども及び保育施設の状況に応じた食事を提供と子どもの栄養管理を行うことが求められます。

イ. 乳児食

保護者・保育従事者・調理従事者で密接な情報交換を行い、家庭でのアレルギーを中心とした離乳食の進み具合を把握したうえで、個人の発達に合わせた調理が求められます。その際は、ミルク量とのバランスを考慮しつつ、離乳初期・中期・後期・完了期の段階にあわせた形態・量を調整する必要があります。

ウ. 幼児食

離乳食完了後から3歳児未満は咀嚼（そしゃく）・消化機能が十分に発達していないため、保護者・保育従事者・調理従事者で密接な情報交換を行い、食事を通して様々な種類の食品や調理形態に触れることができるよう調理することが求められます。

3～5歳児は様々な料理や行事食・伝統食等の食文化に触れ、味覚・嗜好（しこう）



の形成時期となるため、食事を通して社会性や食事のマナーを身につけることができるよう配慮することが必要です。

エ. アレルギー食

保育施設で預かる乳幼児は食物アレルギーの頻度が高く、個別の対応が必須事項となります。アレルゲンとなる食材は完全除去を基本とし、除去食又は代替食（以下、アレルギー食）の提供を行うことが求められます。

アレルギー食の提供に際しては、子どもの発達に必要な栄養素が不足することないよう配慮するとともに、家庭との連携を円滑にするため、アレルギー食専用の献立を作成することが必要です。また、乳幼児期は食物アレルギーの寛解（耐性化）も多く、変化が早いため、随時保育施設内での職員間連携が求められます。

オ. 調理方法

保育施設は集団生活を行う場であり、食中毒等の事故が発生することがないように細心の注意を払う必要があります。その為、調理や保管方法、配膳方法等について「大量調理施設衛生管理マニュアル」に則った運用を前提に調理の実施が求められます。

加熱調理食品は、別添 2 に従い、中心部温度計を用いるなどにより、中心部が 75℃で 1 分間以上（二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は 85～90℃で 90 秒間以上）又はこれと同等以上まで加熱されていることを確認するとともに、温度と時間の記録を行うこと。

調理後直ちに提供される食品以外の食品は、食中毒菌の増殖を抑制するために、10℃以下又は 65℃以上で管理することが必要である。

（参照元：「大量調理施設衛生管理マニュアル」より）

②アレルギー対応

乳幼児期においては子ども一人ひとりが食物アレルギーの頻度が高く、アレルゲンとなる食物を除いたアレルギー食への個別対応も必須事項となり、安全・安心な生活を送ることができるように保育施設においても配慮が必要となります。

【誤食事故を防ぐための取り組み例】

○保育施設全体での取り組み

保育施設での具体的な取り組み内容を保護者、施設長、調理従事者、保育従事者で協議して決め、アレルギーを持つ園児についての情報を全職員で共有します。



毎朝、調理従事者と保育従事者はアレルギー対応児の出欠を確認し、出欠の変更があった場合は速やかに調理従事者に連絡することが望ましいです。

○調理室内での取り組み

アレルギー児に関するアレルギー一覧及びアレルギー用個別献立表を調理室内に掲示するなど、調理従事者がいつでも確認することができる環境を整えます。

調理にあたっては、アレルギー食材の混入を防ぐため、アレルギー食を先に調理します。盛り付けには専用トレイとトレイ用名札を準備し、名札にはクラス名・名前・アレルギーを明記することによって、調理従事者から保育従事者へ食事の受け渡しが視覚的に区別でき、配膳ミスを防ぐことにつなげることが望まれます。食事の受け渡しを行う際は、アレルギー食は個別に受け渡し、声出し確認を行う等の注意を払うことで適切な食事配慮が必要です。

○保育室内での取り組み

食事提供の環境設定においては、誤食を防ぐため、アレルギー児の席は他の児童と別の机にすることが望ましいです。

保育従事者は「アレルギー児個別献立表」の再度確認を行い、配膳時は最初アレルギー対応食を配膳する等配膳ミスがないようにすることが望まれます。

食事終了後はテーブル、椅子、床等にアレルギー食材を残さないように入念に清掃ください。

③食育

乳幼児期は正しい食事の取り方から望ましい食習慣の定着、食を通じた人間関係の形成等の発達段階に応じた食育が必要となります。1日の大半の時間を過ごす保育施設では昼食だけでなく午前・午後の補食等様々な食の機会が提供されるため、保育施設における食育の役割は重要な要素となります。

保育施設に求められる食育とは、空腹を満たすだけでなく毎日の生活と遊びの中で、自らの意欲を持って食に関する体験をし、食べることを楽しみ、大人や仲間等の人々と楽しむことを通して、食を営む力を培うことが重要になります。

実施にあたっては「保育所における食育に関する指針」を参考に、指導計画に基づく保育内容に食育の視点を盛り込むよう努めることが必要となります。保育と食育が独立することなく、これらの項目の間で相互に関連を持ちながら総合的に展開することができるように保育を計画して、実施していきます。

実施にあたっては、野菜類の栽培やクッキング、行事食・郷土料理等の提供を保育



に取り入れることで身近な食に関する体験を取り入れます。また、地域の収穫祭への参加や食料品の工場見学等の地域資源を生かした体験も取り入れるなど、実情に合わせた取り組みも求められます。

(3) 衛生管理

乳幼児は抵抗力が弱く、病気にかかりやすい時期です。その為、保育施設は乳幼児が長時間にわたり集団生活を行う場であることから、衛生管理には細心の注意を払う必要があります。

①環境面

環境設定においては、季節等に応じて温度や湿度を調整し、換気を行うなど施設内外の状況に応じた対応が求められます。

②衛生面

設備毎に応じた適切な対応が求められます。設備毎に応じた対応例について、保育所保育指針より以下の通り抜粋します。

◎保育室

直接口に触れる玩具や、歯ブラシ・コップ、寝具、床、棚などの清潔・清掃。おむつ交換台・トイレ・便器・汚物槽・ドアノブ・手洗い等の蛇口・沐浴槽などの消毒剤や消毒液などを用いての清掃

◎調理室と調乳室

室内及び調理・調乳器具、食器、食品の品質管理。入室の際の白衣（エプロン）や三角巾の着用とその清潔

◎園庭や砂場

動物の糞尿、樹木・雑草の管理、害虫などの駆除や消毒。小動物など飼育施設の清潔等

◎プール

消毒や水の管理。安全管理の徹底。特にビニールプールの使用の際の感染症の予防等

(参照元：「保育所保育指針解説書 コラム：◎衛生管理の項目」より)

③食中毒

嘔吐（おうと）物・便などは迅速かつ的確に処理・消毒を行い、二次感染を予防することが求められます。そのため、あらかじめ嘔吐物用の対応セット（マスク・使い捨て手袋・ビニール袋等）を用意し、発生時は即座に対応することが望めます。

また、食中毒発生時には、管轄の保健所への連絡を行い、指示に従い、給食の中止、



施設内の消毒等、指示に基づく対応を徹底して実施するとともに、早期に保護者へ通知を行うなど保育施設における感染拡大を防ぐよう配慮することが求められます。

④給食提供にあたっての衛生管理

調理・給食提供に携わる職員は、概ね月1回検便（赤痢菌、サルモネラ菌、病原性大腸菌類等）を実施することが求められます。また、調理・給食提供の際には、下痢や嘔吐などの症状がない等の健康面でも細心の注意が必要となります。

（4）健康管理

①保育施設における子どもの健康状態並びに発育及び発達状態の把握

乳幼児期は子どもが最も発達していく時期となります。しかし、自分の体調等についてうまく伝えることができない時期でもあり、保育従事者等が注意を払う必要があります。

一人ひとりの毎日の健康状態を把握することで、日々の生活の中での小さな変化にも気づき、子どもの健康管理にも気をつけることが求められます。また、地域の流行疾病及び保育施設での発生状況にも注意を払うとともに、早期に疾病予防策を立てることも求められます。

加えて、一人ひとりによって発育及び発達状態が異なることから、在園する児童に応じた保育を提供するために、保育従事者等が、常に保育中の子どもの心身の状態を把握することが極めて重要となります。

②健康状態の把握の方法

子どもの日々の健康状態の把握は、受入れ時の視診をはじめ、保育従事者等による毎日の子どもの心身の状態の観察や検温だけでなく、連絡帳等を活用した保護者からの子どもの状態に関する情報提供等を踏まえて行う必要があります。

また、月に1度を目安に子どもの身長、体重の測定を定期的に行い、子どもの発達状況の把握も必要となります。

③健康診断の実施

保育施設の運営においては入園時に加え、少なくとも年2回以上の嘱託医による健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければなりません。歯科検診については年1回以上の実施が必須となります。嘱託医等による専門的な側面から子どもの健康や発達の確認を行うことで、身体発育のみならず、運動能力や精神的な評価を行っていくことが必要となります。その為、嘱託医等による健康診断に際し、検診前及び検診時に保育従事者より、一人ひとりの子どもの身体及び情緒等の発育・発達状態と健康状態を伝えるとともに、保育従事者



及び保護者からの質問や資料等も伝え、医師の適切な判断や助言を受けることが求められます。

診断結果は、日々の健康管理に有効活用できるよう保育施設において記録を残し、保護者に伝えることが必要となります。特に受診や治療が必要な場合及び保護者が不安に思う事項がある場合には、嘱託医等と連携を図り保護者に丁寧に説明する必要があります。

④SIDS への取り組み

睡眠中は窒息リスクが非常に高く、SIDS※の発生も懸念されます。保育所における死亡事故において、最も発生頻度が高いものは睡眠中となっており、平成 28 年度におきた死亡事故 13 件のうち、10 件（76.9%）が睡眠中に発生しています。

※SIDS とは「それまでの健康状態および既往歴からその死亡が予測できず、しかも死亡状況調査および解剖検査によってもその原因が同定されない、原則として 1 歳未満の児に突然の死をもたらした症候群（厚生労働省：乳幼児突然死症候群(SIDS)に関するガイドライン(平成 24 年 10 月公表資料)より)」と定義されております。主として睡眠中に発症し、生後 2 ヶ月から 6 ヶ月に多いですが、1 歳以上で発症することもあります。

保育施設においては、乳児は生活のリズムに応じた睡眠を取り入れ、幼児は日々の保育の中で午睡を行う等、睡眠を取る機会が非常に多くあります。その為、睡眠中の事故防止策の実施は、非常に重要な取り組みとなります。

窒息及び SIDS 発症リスクを除去する方法として、有効的とされる主な取り組みは下記の通りとなります。

ア. 医学的な理由で医師からうつぶせ寝をすすめられている場合以外は、乳児の顔が見える仰向けに寝かせることが重要となります。SIDS の発症についても、うつぶせに寝かせた場合の方が、発症率が高いとの研究結果もあります。

イ. 子どもの年齢に合わせて、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫を行うことが重要となります。0 歳児は 5 分おき、1 歳児は 10 分おき、2 歳以上児は 15 分おきを目安に確認することが必要です。チェックシートを作成し、呼吸の有無・体位・様子（発汗状況・顔色等）・寝具類により口元がふさがっていないか等の確認を定期的に行う等の対応を実施ください。

ウ. 寝具類は子ども用のものを用意する等、睡眠における環境面で安全対策を行うことが重要となります。掛け布団は、子どもが払いのけられる軽いものを使用し、顔に被らないようにすることが必要です。柔らかい敷き布団やマットレス、枕は、うつぶせになった場合に、顔が埋まってしまい、鼻や口が塞がれて窒息するリスクがあるため、子ども用の固めのものを使用することが必要です。



また、寝返りの際に、タオル、衣類、よだれ掛け等で口がふさがれることや紐が首に巻きつく恐れがあるため、寝ている子どもの顔近くにものを置くことがないようにすることも必要です。

⑤疾病等への対応

一日の大半を子どもが過ごす保育施設では、子どもの疾病対策についても万全を期す必要があります。子ども自身が体調不良を訴えることがなくとも、保育従事者が日々の様子等を踏まえて、子どもの状態等に応じた対応をとらなくてはなりません。子どもの体調に応じて保護者に連絡のみならず、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医と相談・対応することが必要です。特に、高熱、脱水症、呼吸困難、痙攣（けいれん）といった子どもの症状が急変した場合や事故など救急対応が必要な場合には、嘱託医・かかりつけ医だけでなく適切な医療機関に指示を求め、受診することが必要となります。事例に応じて必要な場合は救急車の出動を要請するなど迅速に対応する必要があるため、日頃から保育施設の中で緊急時の対応方法を共有しておくなど、万が一の事態にも即座に対応できる体制の構築が求められます。

(5) 子育て支援

保育施設における保護者に対する子育て支援は、全ての子どもの健やかな育ちを実現することができるよう、子どもの育ちを家庭と連携して支援していくとともに、その行う保育に支障がない限りにおいて、地域の実情や当該保育施設の体制等を踏まえ、地域の保護者等に対して、保育施設の専門性を生かした子育て支援を積極的に行うよう努めることが求められます。

(6) 安全対策

①日常の安全管理（セーフティマネジメント）

子どもが多くを過ごす保育施設において、子どもが安全に過ごすことができる環境設定は、重要な課題となります。書庫等の什器類の転倒リスクや衛生消耗品（消毒液・洗剤等）の保管方法等の施設内の危険箇所の点検が必要です。安全点検表を作成して定期的に点検し、設備の安全性の確保や機能の保持することが求められます。

また、施設内だけでなく子どもが日々利用する散歩経路や公園等についても、設置遊具や道路における危険性の有無等について、全職員で共有することが必要です。

②災害への備えと避難訓練

火災や地震等の災害発生に備え、避難訓練の計画や職員の役割分担の確認、緊急時の連絡先・避難場所の掲示等を行い、周知を図ることが求められます。全職員の意識



統一のためにこれらの情報をまとめた災害発生に関するマニュアルを作成することも有効な手段となります。

また、保育施設は子どもの命を預かる施設であるため、企業主導型保育事業を含む認可外保育施設においては避難及び消火に対する訓練は、毎月1回以上は行わなければなりません。実施にあたっては火災や地震等の様々な災害を想定したうえで、訓練を実施し、初期消火の手順まで確認を行うことが必要となります。火災であれば出火元想定を変更していくことや事前に消防と連携を図り実際の通報まで行うこと、避難場所まで実際に移動すること等、多くのパターンの訓練を行うことが望ましいです。実施内容は記録作成が必要になります。

③事故予防と対応

保育施設で過ごす子どもに万が一の事故が発生することがないように、日常どのような点に留意し事故予防に努めるべきかについて、検討・周知を図る必要があります。周知の徹底にあたっては、事故防止に係る重要なポイントについて保育室等に掲示しておくことも有効であり、そのためのミニポスター「子どもの睡眠時に注意すること」等は、企業主導型保育事業ポータルからダウンロードできますので、ご活用ください。

また、事故予防に向けて、マニュアルを整備することも望ましいです。

日々の生活の中において、あと一歩で事故になるところだった事例（ヒヤリハット）を記録・分析して、事故予防対策を検討することが望まれます。

万が一事故が発生した場合、必要に応じて迅速に嘱託医の指示に基づく応急処置等の対応を行うとともに、内容に応じて救急車の手配、保護者への連絡等を行わなければなりません。また、事故の原因究明及び対策を実施し、同様の事故が今後発生することがないように対策することが必要となります。併せて、事故後速やかに、事故の発生状況を記録し、発生事由や対応内容などを控えておくことが必要となります。

なお、企業主導型保育事業においては、要綱上、事故発生時は「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン【事故発生時の対応】～施設・事業者、地方自治体共通～（平成27年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会作成）」を参考に適切な対応を行うとともに、「特定教育・保育施設等における事故の報告等について（平成27年2月16日付け府政共生96号・26初幼教第30号・雇児保発0216第1号）」に基づく、都道府県への報告及び協会への報告が定められています。

④損害賠償責任保険及び傷害保険（無過失保険）への加入

万が一の事故発生に備えて、企業主導型保育事業の助成金受給にあたっては損害賠償責任保険及び傷害保険（無過失保険）への加入が必須となります。



傷害保険（無過失保険）については、独立行政法人日本スポーツ振興センターが行っている災害共済給付制度又はこれと同等以上の給付水準の保険に加入することが必要です。

【損害賠償責任保険】

設置者が所有・管理している保育施設の欠陥や管理の不備に起因した事故等が発生した場合等で、保育施設が法律上の損害賠償責任を負った場合に補償される保険

【傷害保険（無過失保険）】

保育施設の管理下において、急激かつ偶然な外来の事故により傷害を被った場合に、施設の法律上の賠償責任の有無に関係なく、補償される保険

⑤その他安全対策にあたって

企業主導型保育事業の事業者である企業には業種、業態に応じたリスクマネジメントのノウハウや安全管理部門（者）があるかと思えます。

そのような企業の持つノウハウや情報、安全文化を企業主導型保育事業にも生かせるよう、経営者層、管理者が、設置企業として主導的に保育施設の安全管理に取り組んでいくことが大切です。

例として、

- ア. 企業の安全管理部門と保育施設の管理者・安全担当者の連携
- イ. 事故防止ガイドラインについて企業における安全管理部門と共有
- ウ. 保育事業を委託している場合でも、委託事業者との定期的な打ち合わせに総務担当（契約、人事）に加えて、安全管理部門も参加
- エ. 本部における定期的な内部監査（委託の場合を含む）の実施 等

（7）秘密保持

保護者や子どものプライバシーの保護、知り得た事柄の秘密保持は、相談・助言において欠かすことのできない絶対的・専門的原則となります。その為、知り得た情報を外部に漏らすことは決して起こってはならず、児童福祉法においても第 18 条の 22 で、「保育士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。保育士でなくなった後においても、同様とする。」と厳しく定め、第 61 条の 2 で、違反した場合の罰則も定めています。

秘密保持については、事業者が主体的に、個人情報等をはじめとした情報類の秘密保持の体制について、定期的に確認を行っていくことが必要です。

しかし、子どもが虐待を受けている等秘密を保持することが子どもの福祉を侵害し、子



子どもの最善の利益を図ることができないような場合は、必要な対応を取るために、児童相談所をはじめとした関係機関等に通知し、協議することが認められます。

(8) 苦情対応

保育施設は多くの方が関わる施設であり、多様な価値観が交わる場でもあります。苦情が発生しない運営が求められますが、万が一苦情が発生したケースを想定して、迅速に対応するために事前に対応体制を整備することが求められます。

保育施設内に苦情解決責任者を設置して、苦情解決担当者を決め、苦情受付から解決までの手続きを明確化する等体制整備をすることが必要です。また、中立かつ公正な立場となる第三者の関与を組み入れるために第三者委員を設置することが望まれます。

苦情に関する検討内容や解決までの経過を記録し、職員会議などで共通理解を図り、同様の苦情が発生することがないように実践に役立てることが必要となります。

なお、企業主導型保育事業においては、要綱上、「施設を利用している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない」と定められております。体制整備の考え方は「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情の仕組みの指針について（平成12年6月7日付け障第452号・社援第1352号・老発第514号・児発第575号）」に準じて整えることが望まれます。

(9) 情報提供

保育施設から家庭に情報提供することは、子育てに関する専門施設である保育施設において重要な要素となります。保育施設の入園を検討するために必要な情報の提供や契約時にサービス利用料やサービス内容に関する情報提供が必要となります。また、保育施設入園後は子どもの保育に応じた情報の提供が求められます。

①施設内掲示による情報提供

保育施設を探している保護者は保育施設の検討にあたり、開所時間や提供しているサービス内容等様々な情報を自ら収集し、保育施設を選ぶこととなります。その為、保育施設からの情報発信により、保護者の知りたい情報を随時提供していくことで保護者のニーズにより即した保育施設選びに繋げていくことができます。

また、企業主導型保育事業は認可外保育施設に該当するため、以下の内容掲示が義務づけられており、書面による提示など必要となります。

- ・設置者の氏名又は名称及び施設の管理者の氏名
- ・建物その他の設備の規模及び構造
- ・施設の名称及び所在地
- ・事業を開始した年月日
- ・開所している時間



- ・提供するサービスの内容及び当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
 - ・入所定員
 - ・保育士その他の職員の配置数又はその予定
- (根拠法令) 児童福祉法第 59 条の 2 の 2 及び児童福祉法施行規則第 49 条の 5

②契約時の情報提供

保護者が選んだ保育施設と契約をするにあたり、保護者と齟齬（そご）が発生することがないように、丁寧な説明をしていくことが求められます。

また、企業主導型保育事業は認可外保育施設に該当するため、以下の契約内容を記載した書面の交付が義務づけられています。

- ・設置者の氏名及び住所又は名称及び所在地
- ・保育サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項
- ・施設の名称及び所在地
- ・施設の管理者の氏名及び住所
- ・保育施設利用者に対し提供するサービスの内容
- ・保育する乳幼児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額
- ・提携する医療機関の名称、所在地及び提携内容
- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

(根拠法令) 児童福祉法第 59 条の 2 の 4 及び児童福祉法施行規則第 49 条の 6

③入園後の保護者向け情報提供

子育ての専門施設として、保護者に向けた情報発信として季節ごとの疾病・感染症の発生状況に関する情報や予防策の提供だけでなく、季節・行事に応じた食事・献立を家庭に適宜伝えていくことが望まれます。

また、日々の連絡帳や園だより、献立表、食育だより、保健だよりだけでなく、必要に応じて配布物を活用して情報発信を行う等、内容に応じて口頭連絡等の様々な手法を活用して情報提供を行います。

④共同利用の場合の委託元企業（一般事業主）への説明

企業主導型保育事業を共同利用で行う場合には、委託元企業（一般事業主）においても、事業主と同様に、保育施設が子どもの健全な心身の発達を図る場となるよう努めていくことが求められます。そのため事業者は、委託元企業の窓口となる責任者、契約担当者又は人事担当者に対して、利用契約枠及び企業負担額のみではなく、保育の内容、安全対策等についても十分に理解が図れるように説明を行うことが必要です。



このことについては、共同利用契約時のみならず、定期的な報告などを通じて、日頃から緊密に連携を図っていくことが求められます。

(10) 専門性の向上

①施設長

施設長は、保育施設を運営するために、保育の実施と運営上の関連する各種法令や保育倫理等だけでなく、企業主導型保育事業に関する実施要綱及び助成要領並びに認可外保育施設指導監督基準を把握したうえで保育施設の運営を行うことが求められます。

施設長は自己評価の結果を踏まえた保育内容の課題や苦情解決等を通して保育施設運営等の課題を自覚し、各従事者への研修等に反映させることで、保育施設全体の保育の質の向上を図り、保育施設としての社会的使命を果たすことが必要です。保育所保育指針及び保育施設における保育の理念や目標を踏まえて子どもの最善の利益を達成するために、施設の長として全職員を牽引していくことができる人材であることが必要です。

②職員

各種従事者においても関連する各種法令を把握することは同様に求められます。各種法令を踏まえて、自分の経験・知識を活用して保育を実践していくことが必要です。

保育従事者はその言動が子どもあるいは保護者に大きな影響を与える存在であることから、特に高い倫理性を求められます。一人ひとりが子どもや保護者に与える影響を十分に理解しながら、日頃から職場内・職場外研修、自己研鑽により保育の専門性を高めることが重要です。

各種保育計画において自身が提供した保育の自己評価を通して保育の課題の洗い出しを行い、研修に役立てます。また、研修においてもその成果を自己評価し、また次の研修計画の改善に生かすというサイクルが必要です。

③研修の実施

保育施設において保育の質の向上を図っていくためには、各種保育計画等の自己評価だけにとどまらず、組織の中で保育の質について定期的、継続的に検討を行い、課題を把握し、改善のために具体的に取り組めるような研修体制を構築することが必要となります。施設長等のリーダーシップの下、保育施設の現状や職務分担などに基づき、体系的・計画的に取り組むことが必要です。また、研修の実施方法や内容は、具体的な保育実践を積み重ねていく中で、深まり、また掘り下げるといった繰り返しによって、保育の質の向上に繋げていくことが望まれます。



各従事者間で、経験や実践してきた保育内容の違い等、多くの経験をしてきた職員がいることを生かし、職員間で研修を開催する等相互に学び合いを深めていくことができるような体制をつくることも望まれます。

5. 各種運営費の解釈

(1) 基本分単価

地域区分、定員区分、年齢区分、開所時間区分、保育士区分の 5 つの区分からなる基本分単価を基準として助成金額を算定します。

(2) 延長保育加算

開所時間を越えて延長保育を実施する場合に受給できる加算となります。その為、11 時間開所の事業所の場合、11 時間を超えて延長保育を実施する場合及び 13 時間開所の事業所の場合、13 時間を超えて延長保育を実施する場合が対象となります。運営にあたっては、「延長保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 雇児発 0717 第 10 号）」に準じた運用が条件となります。

適用されるための運営条件は下記の通りとなります（助成要領より抜粋）。なお、「平均対象児童数が〇人以上いること」とは登録ベースではなく利用実績ベースでの算定となりますのでご注意ください。なお、複数の延長時間区分に該当する場合は、最も長い延長時間の区分が適用されます。

①1 時間延長

開所時間を越えて 1 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の 1 日当たり平均対象児童数（以下「平均対象児童数」という。）が 6 人以上（定員 19 人以下又は夜 10 時以降に行う場合は 2 人以上）いること。

②2 時間延長

開所時間を越えて 2 時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上（定員 19 人以下又は夜 10 時以降に行う場合は 1 人以上）いること。

③3 時間以上の延長

②と同様 1 時間ごとに区分した延長時間以上の延長保育を実施しており、延長時間内の平均対象児童数が 3 人以上（定員 19 人以下又は夜 10 時以降に行う場合は 1 人以上）いること。

④30 分延長

上記①から③に該当しないもので、開所時間を越えて 30 分以上の延長保育を実施し



ており、延長時間内の平均対象児童数が1人以上いること。

※事業実施月数（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、基準額ごとに算定された金額に「事業実施月数÷12」を乗じた額（1円未満切捨）とする。

また、加算受給にあたって、保育士その他の保育従事者を基準配置により配置し、そのうち保育士を1/2以上とする必要があります。なお、保育されている児童が1人である場合を除き、常時2人以上配置することが必要です。

本加算を受給するために延長保育を実施したことにより発生した必要な経費の一部を保護者負担とすることができます。

（3）夜間保育加算

夜間保育は夜間の保育ニーズが高い業態、地域に対応した22時までの保育を行う夜間保育施設に対する加算となります。なお、「開所時間を午後10時まで」とは園の基本的な開所時間によって設定されます。その為、11時間開所の事業所の場合、11時間の終了時刻、13時間開所の事業所の場合、13時間の終了時刻が午後10時までという解釈になります。上記（2）の延長保育による延長時間等は含まれません。

例：8時から22時開所で11時間開所の申請を行っている事業所

○8時から19時を基本開所時間とし、19時から22時を延長保育とした場合は受給不可

○8時から11時を延長保育とし、11時から22時を基本開所時間とした場合は受給可※基本開所時間とは、事業者の就労形態に基づき最も利用が想定される普遍的な開所時間を指しているため、本ケースで助成金申請し、「8時から11時」と「19時から22時」を比較して、実際の利用者について前者の方が恒常的に多くなる場合、指導・監査時の指摘事項にあたる可能性があります。

職員配置基準は2. 職員配置（1）保育従事者②配置基準人数によって算出された人員の配置が必要となり、児童の仮眠のための布団毛布等や入浴のための設備等が必要となります。夜間までの保育となるため、対象児童に対し、適宜、間食又は給食等を提供することが求められます。

なお、本加算対象として行われる開所時間内の夜間保育については、保護者に対して別途夜間保育料等を請求することはできませんのでご注意ください。



(4) 非正規労働者受入推進加算

企業主導型保育事業の定員内に、非正規労働者（アルバイト、パートタイマー、契約社員、派遣社員等）の非正規労働者の児童を優先的に入所させるための定員枠を設け、それを周知している保育施設を対象として、その定員枠が空いている場合に、一部補てんを行うという性格の加算です。その為、実際に入所があった際は、本加算は支給されなくなります。

例として、パートタイム労働者の退職により、一時的にその定員枠が空いてしまった場合に、その定員が次に埋まった月（月初日に埋まった場合はその前月）までの空いている期間を対象に加算します。

本優先枠について、やむを得ない事情がある場合には正規労働者の子どもを入所させることも可能ですが、恒常的に正規労働者の枠となっている場合には、非正規労働者の優先枠とは見なされないのでご注意ください。

(5) 病児保育加算

企業主導型保育事業を実施する施設内で、「病児保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 雇児発 0717 第 12 号）」に準じた病児保育を提供した場合、受給できる加算となります。主な加算必要要件を下記に記載しますが、詳細は「病児保育事業の実施について」をご確認ください。

事業類型としては主に病児保育は下記の 3 類型に分類されます。複数事業を展開していた場合も各々の基準を満たさなくては重複して受給はできませんので、ご注意ください。

①病児対応型

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該児童を、企業主導型保育事業を提供する物件に付設された専用保育室及び安静室等で一時的に保育する事業

②病後児対応型

児童が病気の「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を、企業主導型保育事業を提供する物件に付設された専用保育室及び安静室等で一時的に保育する事業

③体調不良児対応型

児童が保育中に微熱を出すなど「体調不良」となった場合において、安心かつ安全な体制を確保することで、保育施設等における緊急的な対応を図る事業及び保育施



設等に通所する児童に対して保健的な対応等を図る事業

職員配置は下記の通りとなります。原則、これらの職員は専任職員として常駐させておくことが必要となります。

なお、医療機関等が実施する企業主導型保育事業における病児対応型及び病後児対応型については、利用児童が見込まれる場合に近接医療機関等から看護師等が駆け付けられる等の迅速な対応が可能な場合には、専任職員が近接医療機関等で病児保育以外の業務を補助的に行うことは認められています。詳細は「病児事業の実施について」をご確認ください。

①病児対応型

病児の看護を担当する看護師、准看護師、保健師又は助産師（以下「看護師等」という。）を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上配置

②病後児対応型

病後児の看護を担当する看護師等を利用児童おおむね 10 人につき 1 名以上配置するとともに、保育士を利用児童おおむね 3 人につき 1 名以上配置

③体調不良児対応型

看護師等を 1 名以上配置し、預かる体調不良児の人数は、看護師等 1 名に対して 2 名程度が条件となります。

(6) 預かりサービス加算

保育所等を利用していない家庭における、日常生活上の突発的な事情や社会参加及び保護者の育児疲れの負担軽減の支援のために企業主導型保育事業を実施する施設内で児童を一時的に預かる事業です。

普段は保育所等を利用している児童についても、当該保育所等が閉所している夜間や休日など、通常の保育サービス等が受けられない時間、曜日には、一時預かり事業を利用することは可能としています。

本事業の実施にあたって、詳しくは「一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号）」をご確認ください。

事業類型としては下記の 2 類型に分類されます。

①一般型

専用の保育室等を確保したうえで、配置基準に基づく人員配置を専任で配置を行



うことが求められます。ただし、企業主導型保育事業の職員（保育従事者に限る。）による支援を受けられる場合には、保育士 1 人で処遇ができる乳幼児数の範囲内において、保育従事者を保育士 1 人とすることができ、1 日当たり平均利用児童数が概ね 3 人以下である場合には、「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第 23 条第 2 項に定める市町村長が行う研修を修了した保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認めた者を、保育士とみなすことができます。

②余裕活用型

企業主導型保育事業において、当該施設に関わる利用児童数が利用定員総数に満たない施設で、配置基準に基づく人員配置を行うことが求められます。

(7) 賃借料加算

企業主導型保育事業に関わる建物が賃貸借であり、賃貸料が発生している場合に受給できる助成金となります。

定員に応じた区分により上限金額は異なります。

(8) 保育補助者雇上強化加算

保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図り、保育人材の確保を行うことを目的として、保育士の勤務環境改善に取り組んでおり、かつ、以下の①から③の要件をいずれも満たす者を保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）として、実施要綱第 3 の 2 の (3) に定める職員とは別に配置した場合に加算するものです。

①保育士資格を有していない者であること。

②原則として勤務時間が週 30 時間程度かつ 1 か月 120 時間程度であること。

③子育て支援員研修（地域保育コースのうち地域型保育）等の必要な研修を修了した者又は受講予定者（平成 29 年度中に受講を予定している者に限る。この場合、受講修了後速やかに修了証の写しを協会に提出すること。）であること。

保育補助者が、保育士の補助の業務として、保育に従事することも可能ですが、その場合でも保育従事者の配置基準の人数に算定することはできません。人数に含まれた場合には当該月は本加算の対象とはなりませんのでご注意ください。

なお、保育補助者は、当該業務に専任する職員を配置する必要がありますが、複数の職員を常勤換算して週 30 時間の勤務時間になるように配置することや週 40 時間の雇用を行い、10 時間は他の業務を行うことも可能です。また、保育従事者の配置基準以上に幼稚園教諭や看護師を配置して保育補助を行うことは可能ですが、その場合にも子育て支援員研修の受講は必要となります。



(9) 防犯・安全対策強化加算

事故防止や事故後の検証及び防犯対策の強化のため、ビデオカメラやベビーセンサーの設置等を行う場合に、各施設一度に限り、加算するものです。防犯・安全対策のための設備、備品であれば10万円を超えたものも対象となりますが、助成金の上限額は10万円となります。

①対象経費

本加算の対象となる費用は、主として、事故防止や事故後の検証又は防犯のためのビデオカメラ、レコーダー、モニターの設置、事故防止のためのベビーセンサーの設置など、事故防止、事故後の検証及び防犯対策の強化のための設備の設置等に係る費用であること。

②設置場所

本加算の目的に鑑み、①重大な事故が起きやすい場所（例：子どもが食事・午睡を行う場所やプール・水遊びを行う場所など）②来所者の出入りが想定される場所（例：門扉、玄関等）に設置すること。

(10) 連携推進加算

協会への各種助成申請手続、提携する企業間の情報共有等の連携、地域枠の児童の受入、設置している自治体への情報提供など、企業主導型保育事業を実施・連携を図るうえで必要な職員を、配置基準人数に加えて別途配置した場合に受給できます。常勤・非常勤の別は問いませんが、非常勤の場合には常勤に換算して1名分以上の職員配置としていただく必要があります。なお、役員、園長、保育士が事務的な業務を行っている場合であっても当該職員は本加算の対象とはなりません。また、勤務場所は当該保育施設になりますが、平成28年度より本加算の適用を受けている企業主導型保育施設については、平成29年度に限り、当該保育施設以外の場所で本業務を行うことも認められています。

(11) 利用者負担額

利用者負担額に関しては、平成29年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱第3の4の(4)に定めにより、次のとおり平均的な水準が示されています。

○利用者負担相当額（1人当たり月額）

年齢区分	利用者負担相当額
4歳以上児	27,100円
3歳児	30,600円
1、2歳児	35,700円
0歳児	35,900円



企業主導型保育事業による保育施設では、利用者負担相当額を利用者負担額として設定することを原則としていますが、合理的な理由があれば事業者の判断で利用者負担額を変更することは可能となっています。例えば、地域の認可保育所の平均的な利用者負担額の水準と合わせることや市町村の応能負担の仕組みに準じた利用者負担とすることは、合理的な理由と見なされます。

また、従業員等に対する福利厚生等の側面があることを踏まえ、企業の負担により利用者負担を引き下げることが可能であり、同様に従業員枠と地域枠との間で利用者負担に差を設けることは可能ですが、差異の程度については社会通念上合理的と考えられる範囲に収めるようご注意ください。

保育料のほかに、保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額については保護者に求めることができます。

請求にあたっては、あらかじめ、その金銭の使途、金額及び請求する理由について書面によって明らかにするとともに、保護者に対して説明を行い、同意を得る必要があります。

- ①日用品、文房具その他の保育に必要な物品の購入に要する費用
- ②保育等に係る行事への参加に要する費用
- ③3歳以上の児童の主食費（例：お米代）
- ④企業主導型保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用（例：通園バス代）
- ⑤①から④に掲げるもののほか、保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、保護者に負担させることが適当と認められるもの（例：延長保育料等）

6. 経理

企業主導型保育事業の整備費及び毎年度の運営費の完了報告書において、当該助成金に係る収入及び支出を報告しなければなりません。

そのため、法人本部会計とは別に、助成金単位で区分した特別会計を設ける又は補助簿を設けるなどにより、明瞭に助成金単位での経理を行う必要があります。その帳簿及び証拠書類は、事業完了（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければなりません。

なお、助成金は4月から翌年3月の年度単位となっていることから3月末決算以外の事業者についても、助成金の確定のために、助成金年度単位での収入及び支出を明らかにした会計処理を行っておく必要があります。

また、会計責任者と出納職員は別々の者を任命し、内部牽制組織を確立することや預金通帳と銀行印等は別々の者が管理するなど、助成金の適正な管理が求められます。



7. 指導・監査

(1) 指導・監査の種別

企業主導型保育事業は協会を通して助成金を受給します。また、法的な位置付けは認可外保育施設となります。その為、指導監査は協会及び各都道府県等が実施することになります。

協会においては、助成金の適切な執行や企業主導型保育事業の基準の遵守の観点から立入調査、特別立入調査及び午睡時の抜き打ち調査を行います。都道府県等においては、児童福祉法に基づき認可外保育施設指導監督基準に則り、指導・監督等を行います。

(2) 立入調査の実施方法

協会の立入調査の実施方法は、次のような手順になります。

- ①対象となる助成施設に対し、当協会又は立入調査委託事業者から概ね実施1か月前を目途に通知書を発出
※通知書に記載の立入調査実施日は、事前に電話等で調整します。
- ②調査対象施設は、1週間前までに自主点検表を当協会又は立入調査委託事業者に提出
- ③調査日当日、監査員（2名以上）が調査対象施設を訪問し、施設長等に対して聞き取り調査及び施設見分調査を行い最後に講評

【参考資料】

- 立入調査による企業主導型保育施設に対する指導・監査の実施について
- 平成29年度企業主導型保育事業指導・監査実施方針及び重点事項
- 平成29年度企業主導型保育事業指導・監査実施要領
- 平成29年度企業主導型保育事業指導・監査基準
- 企業主導型保育事業自主点検表
- ※企業主導型保育事業自主点検表は、立ち入り調査時に関わらず、各保育施設において、内部点検を行うためにも資するものです。企業主導型保育事業ポータル (<http://www.kigyounaihoiku.jp/>) のダウンロードにワード形式のものを載せていますので、ご活用ください。

8. 参考フォーマット

- 児童出席表
- 児童票
- 全体的な計画
- 各種指導計画
- 乳幼児の健康診断記録



○午睡時確認チェック表

9. 参考文献

- 平成 29 年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱
- 平成 29 年度企業主導型保育事業助成要領
- 助成申請、運営にあたっての留意事項（平成 29 年度）
- 保育所保育指針（平成 29 年厚生労働省告示第 117 号）
- 保育所保育指針解説書（平成 20 年 4 月 厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課）
- 保育所における食事の提供ガイドライン（平成 24 年 3 月 厚生労働省）
- 楽しく食べる子どもに～保育所における食育に関する指針～（平成 16 年 3 月 29 日 厚生労働省 雇児保発第 0329001 号）
- 保育所におけるアレルギー対応ガイドライン（平成 23 年 3 月 厚生労働省）
- 大量調理施設衛生管理マニュアル（平成 9 年 3 月 24 日 衛食第 85 号別添 改正平成 25 年 2 月 1 日付け食安発 0201 第 2 号）
- 保育所における調理業務の委託について（平成 10 年 2 月 18 日 雇児発第 86 号）
- 乳幼児突然死症候群（SIDS）診断ガイドライン（第 2 版）（平成 24 年 10 月 厚生労働省 SIDS 研究班）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者、地方自治体共通～（平成 28 年 3 月 平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会）
- 教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～（平成 28 年 3 月 平成 27 年度教育・保育施設等の事故防止のためのガイドライン等に関する調査研究事業検討委員会）
- 認可外保育施設に対する指導監督の実施について（平成 13 年 3 月 29 日 雇児発 177 号 改正平成 28 年 6 月 20 日 雇児発 0620 第 27 号）
- 延長保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 雇児発 0717 第 10 号 改定平成 28 年 7 月 20 日雇児発 0720 第 1 号）
- 病児保育事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 雇児発 0717 第 12 号 改正平成 28 年 4 月 27 日 雇児発 0427 第 1 号）
- 一時預かり事業の実施について（平成 27 年 7 月 17 日 27 文科初第 238 号・雇児発 0717 第 11 号 改正平成 28 年 7 月 5 日 28 文科初第 519 号・雇児発 0705 第 1 号）
- 社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情の仕組みの指針について（平成 12 年 6 月 7 日 障第 452 号・社援第 1352 号・老発第 514 号・児発第 575 号 改正平成 29 年 3 月 7 日 社援発 0307 第 6 号・老発 0307 第 42 号・雇児発 0307 第 1 号）
- 保育所の設置認可等について（平成 12 年 3 月 30 日 厚生省関係部局長通知児発第 295 号 改正平成 26 年 12 月 12 日雇児発 1212 第 5 号）